

◎岩手県部局等設置条例の一部を改正する条例（条例第53号）

- 1 総務部及び復興局を再編し、復興防災部を設置するとともに、その分掌事務を定めることとした。（第1条、第2条関係）
- 2 その他所要の整備をすることとした。（第2条関係）
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - (2) 次に掲げる条例の一部を改正することとした。（附則第2項～第4項関係）
 - ア 岩手県防災会議条例
 - イ 岩手県石油コンビナート等防災本部条例
 - ウ 岩手県国民保護協議会条例

◎岩手県手数料条例の一部を改正する条例（条例第54号）

- 1 家畜改良増殖法施行規則の一部改正に伴い、次に掲げる手数料を徴収することとした。（別表第6関係）
 - (1) 家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料
 - (2) 家畜人工授精所開設許可証再交付手数料
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎いわての森林づくり県民税条例の一部を改正する条例（条例第55号）

- 1 個人の県民税の均等割の税率の特例の期限を令和7年度まで延長することとした。（第2条関係）
- 2 法人の県民税の均等割の税率の特例の期限を令和8年3月31日まで延長することとした。（第3条関係）
- 3 地方税法の一部改正に伴い、所要の改正をすることとした。（第3条関係）
- 4 施行期日等
 - (1) この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。ただし、3は、令和4年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項、第3項関係）

◎地方自治法に基づく延滞金の徴収等に関する条例の一部を改正する条例（条例第56号）

- 1 延滞金の割合の特例について所要の改正をすることとした。（附則第3項関係）
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、令和3年1月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎看護職員修学資金貸付条例の一部を改正する条例（条例第57号）

- 1 看護職員修学資金の償還に係る遅延利息の計算に用いる利率の特例について所要の改正をすることとした。（附則第2項関係）
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、令和3年1月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎屋外広告物条例の一部を改正する条例（条例第58号）

- 1 屋外広告物を表示する者等の管理義務について定めることとした。（第13条の3関係）
- 2 屋外広告物を表示する者等の点検について定めることとした。（第13条の4関係）
- 3 その他所要の整備をすることとした。（第16条の10関係）
- 4 施行期日
この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例及び県営工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例（条例第59号）

1 電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正

第一北上中部工業用水道の1日最大給水量を増加することとした。(第2条関係)

2 電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正

第一北上中部工業用水道及び第二北上中部工業用水道を統合し、その施設の名称を定める等所要の改正をすることとした。

(第2条関係)

3 県営工業用水道料金徴収条例の一部改正

第一北上中部工業用水道及び第二北上中部工業用水道の統合に伴い、所要の改正をすることとした。(別表関係)

4 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2及び3は、令和3年4月1日から施行することとした。(附則関係)